

田原市と国立大学法人豊橋技術科学大学との連携・協力に関する協定書

田原市と国立大学法人豊橋技術科学大学とは、相互の人的・知的資源の交流と物的資源の活用を図り、多様な分野で協力していくための協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は田原市と国立大学法人豊橋技術科学大学とが包括的な連携・協力のもと産業振興、生涯学習、文化、福祉、まちづくりなどの多様な分野で相互に連携・協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 田原市と国立大学法人豊橋技術科学大学は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 地域産業の振興
- (2) 生涯学習、文化、福祉の向上、スポーツ、健康づくりの振興
- (3) 地域のまちづくり、災害に強いまちづくりなどの推進
- (4) 人材の育成
- (5) IT社会、持続可能な社会の構築
- (6) その他必要と認める事項

(期間)

第3条 この協定書の有効期間は、平成17年4月1日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の2ヶ月前までに、田原市と国立大学法人豊橋技術科学大学のいずれからも改廃の申し入れがない場合には、自動的に更新される。

(その他)

第4条 この協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的な事項及び成果の利用条件等必要な事項については、田原市と国立大学法人豊橋技術科学大学が協議して別に定めるものとする。

本協定書は2通作成し、田原市と国立大学法人豊橋技術科学大学がそれぞれ1通を保有する。

平成17年3月31日

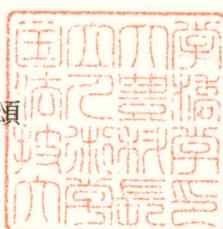
田 原 市 長

白 井 孝 市



国立大学法人豊橋技術科学大学長

西 永 頌



白 井 孝 市

西 永 頌